平成２１年（フ）第２２７７７号
神奈川県秦野市堀西1049―６
破産者　柳　　武昭
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８３１号
東京都豊島区池袋２丁目73―５―201
破産者　重次　敬司
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８５３号
千葉県松戸市上本郷862―３　ベルトピア松戸第７―201
破産者　須藤　正幸
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８９５号
千葉県東金市田間885―５―Ⅱ―201
破産者　坪野　克彦
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９１９号
和歌山県田辺市湊1010―２
破産者　木下　　将
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９３０号
栃木県下都賀郡都賀町大字家中2646―６
破産者　大塚　明美
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９６１号
神奈川県茅ヶ崎市若松町16―10―Ｂ203
破産者　町田　匡介
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９８４号
長野県須坂市大字小河原2893
破産者　上野原隆志
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０１３号
北海道旭川市住吉４条１丁目２―23
破産者　藤島　久子
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０５８号
東京都小金井市中町２丁目14―２―102
破産者　大谷　　崇
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０７５号
東京都練馬区豊玉南３丁目32―35―307
破産者　エステサロンレディースアイ・推川順子こと　金　　順子
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０７７号
東京都三鷹市深大寺３丁目20―23―181
破産者　佐々木　剛
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０９８号
神奈川県茅ヶ崎市南湖５丁目19―17―Ｂ
破産者　上田　耕三
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０９９号
神奈川県茅ヶ崎市南湖５丁目19―17―Ｂ
破産者　上田久美子（旧姓岸）
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１２５号
東京都日野市日野1516―305、住民票上の住所東京都東大和市狭山５丁目1573―５
破産者　弦間由香利
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１５３号
東京都板橋区高島平７丁目11―15―303、開始決定時の住所東京都板橋区志村３丁目18―13―503
破産者　藤田　愛子
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１５８号
東京都中野区本町６丁目21番16号
破産者　株式会社アイエスト
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１５９号
東京都中野区本町４丁目28―６―101
破産者　岡田　　誠
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１７０号
神奈川県川崎市高津区坂戸２丁目14―18―301
破産者　東海林忠勝
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１８７号
東京都江戸川区船堀６丁目10番２号
破産者　株式会社ビジネスプレゼンス
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１８９号
東京都江戸川区船堀６丁目10―２―406
破産者　尋木　芳江
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２０８号
千葉県四街道市千代田５丁目２―６
破産者　平山　晴康
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部